

世界最先端の紹介 を目標として 世界最高水準の電子政府の実現 を目指すための取組

IT（情報通信技術）革命は、我が国の産業・社会構造にも変革を迫っています。この変革を好機ととらえ、IT革命の恩恵をすべての国民が享受できる「IT立国」の形成が、緊急の課題となっています。このような状況の中、本年一月にIT基本法に基づき新たに設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、IT国家戦略としての「e-Japan戦略」が決定されています。ここでは、「e-Japan戦略」の具体的な内容や今後の取組などについて紹介します。

1 IT戦略会議等

（1）IT戦略会議の設置

平成十二年七月七日、森内閣は世界規模で生じている情報通信技術（IT）による産業・社会構造の変革（いわゆる「IT革命」）に取り組み、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力ある「IT立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するため、「情報通信技術（IT）

月二十七日までの約四か月間に六回の会議を開催しました。議論を

戦略本部」を設置しました。併せて、本部の下に民間の有識者で構成される「IT戦略会議」を設け、

戦略的かつ重点的に取り組むべき課題の検討を行い、同年十一月末に世界最先端のIT国家を目指した基本戦略（IT基本戦略）を取りまとめました。

（2）IT戦略会議の経緯

本会議は、七月十八日から十一月の会議を開催しました。議論を

行つた主な内容については、以下

のとおりです。

- ・戦略的かつ重点的に取り組むべき検討課題

- ・「IT国家戦略の基本的考え方」（五年以内にアメリカを超える超高速インターネット大国となることを目標とする）

- ・書面規制や対面規制、事務所の必置等の電子商取引に関する阻

- ・害原因についての総点検

- ・高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（IT基本法案）

- ・世界最高水準の電子政府の実現を目標とするための取組

- ・電子商取引の特質に対応したルール整備の在り方及びサイバ

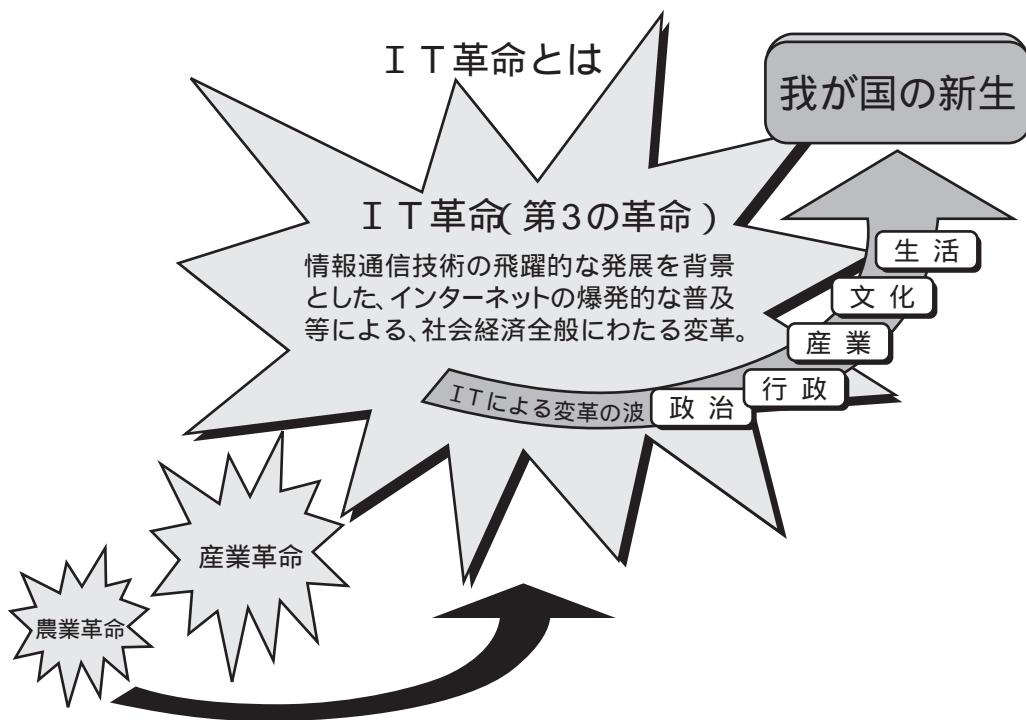
- ・空間に特有の問題である個人情報の保護やセキュリティの確保とといった消費者の信頼を確立するための制度基盤

- ・超高速インターネット網の整備及び競争の促進

- ・IT基本戦略の策定

なお、このIT戦略会議は、後述する高度情報通信ネットワーク

[図1] IT(情報通信技術)革命について



社会推進戦略本部が設置されることに伴い、平成十三年一月六日に廃止されました。

(3) IT基本法の成立等

また、この間、第一百五十回臨時国会（九月二十一日～十一月一日）において、「書面交付等に関する

情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」及び「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」）」

が成立しました。なお、平成十三年の通常国会では、電子商取引の特質に応じたルールや個人情報保護など情報化社会の基本ルールを整備するために必要な法律案を提出する予定です。

2 e-Japan戦略の決定

IT基本法に基づき、IT社会の形成に関する施策を迅速かつ重

点的に推進するため、内閣に高度

情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が設置されました。本部の組織などについては後述します

が、平成十三年一月二十一日に第一次会合が開催され、この場でIT基本戦略に基づき、IT国家戦略としてe-Japan戦略が決定されました。

3 e-Japan戦略の基本理念

(1) IT革命の歴史的意義 [図1]

コンピュータや通信技術の急速な発展とともに、世界規模で進行するIT革命は、十八世紀に英国で始まった産業革命に匹敵する歴史的大転換を社会にもたらしています。産業革命では、蒸気機関の発明を発端とする動力技術の進歩が世界を農業社会から工業社会に移行させ、個人、企業、国家の社会経済活動の在り方を一変させました。

これに対しても、インターネット

[表1] 主要国のIT戦略の概要

	米国 NII 1993年	欧州 eEurope 1999年12月	英国 Our Information Age 1998年3月	韓国 Cyber Korea 1999年3月
概要 と 推進体制	<p>情報通信インフラの重要性を早期に予見し、新たな具体的な社会像を国民に提示。</p> <p>民間主導の原則の下に政府の補完的役割を明確に定義</p> <p>NIIを実現するために、大統領の下に民間諮問機関と省庁横断的な情報インフラ推進本部(IITF)を設立</p>	<p>すべての欧州市民のための情報社会</p> <p>情報化が、欧州の雇用、成長、生産性に大きな影響を及ぼすとの認識の下、情報社会の便益をすべての欧州市民が享受することを確保する。</p> <p>2000年3月に e EUROPE 2002が採択</p> <p>欧州委員会から、各加盟国への対応要請・推奨の形をとる。</p>	<p>首相主導でIT社会像を描き、IT社会に移行する中での政府の役割を規定。</p>	<p>官民学が一致協力して戦略を立案。</p> <p>金融危機から経済再生の切り札として、政府主導で知識主導社会・情報先進国化を表明。</p>
重点施策	<p>【インフラ整備と競争政策】 ・通信事業者の競争促進とユニバーサルアクセスの確保 【電子商取引】 ・個人情報保護 ・著作権保護 等</p> <p>【電子政府】 ・省庁横断的な行政情報提供 サイトの設立 ・電子調達の実現</p> <p>【人材育成】 ・全国学校のインターネット低額接続 【その他】 ・デジタル・デバイド対策</p>	<p>【インフラ整備と競争政策】 ・地域通信網のオープン化による競争促進 【電子商取引】 ・紛争解決手段(ADR)の促進 ・ドメインネーム“e u”的創設 【電子政府】 ・主要行政手続、基本公共データをオンライン提供 【人材育成】 ・全国学校のインターネット接続 【その他】 ・スマートカード利用</p>	<p>【インフラ整備と競争政策】 ・新規制定された競争法に基づく支配的事業者の反競争的行為の禁止 【電子商取引】 ・著作権保護、個人認証 【電子政府】 ・ネットによる申請、情報収集、面会予約 【人材育成】 ・全国学校のインターネット接続 ・全教師が定期的にIT講習を受講</p>	<p>【インフラ整備と競争政策】 ・民間事業者に認可を与え、市内回線の競争を促進 【電子商取引】 ・認証法、公共情報法、著作権法の改正 【電子政府】 ・国家基礎情報データベースセンターを構築し、行政ワンストップサービスを実現 【人材育成】 ・すべての小中高にコンピュータ教室とLANを設置しインターネット接続 ・1000万人の学生は学校でコンピュータ実用教育を修了</p>

を中心とするITの進歩は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にすることにより、人と人の関係、人と組織の関係、人と社会の関係を一変させます。

この結果、世界は、知識の相互連鎖的な進化により、高度な付加価値が生み出される知識創発型社会に急速に移行していくものと考えられます。

(2) 各国のIT革命への取組と日本との遅れ

産業革命への対応がその後の国家経済の繁栄を左右したのと同様のことが、IT革命においてもいえます。すなわち、知識創発ための環境整備をいかに行うかが、二十一世紀における各国の国際競争優位を決定づけることになります。米国は言うに及ばず、欧州やアジアの国々がIT基盤の構築を国家戦略として集中的に進めようとしているのは、そうした将来展望

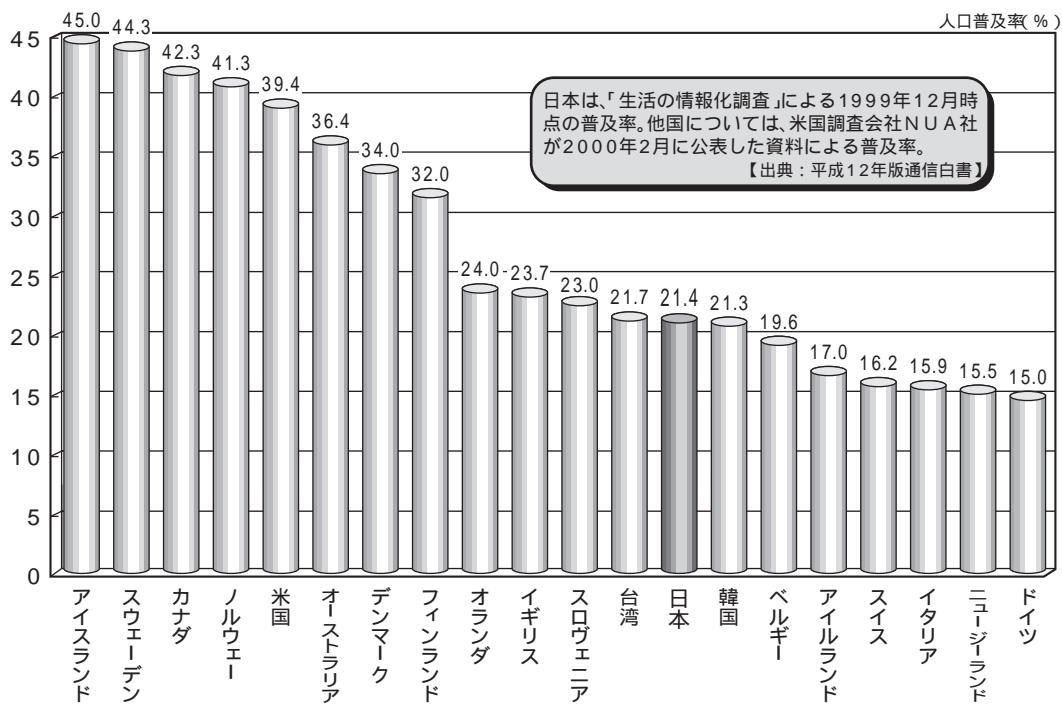
に立つてのことです「表1」。それに対して我が国のIT革命への取組は大きく後れを取っています「図2」。変化の速度が極めて速い中で、現在の遅れが将来取り返しのつかない競争力格差を生み出すことを我々は認識する必要があります。

こうした我が国のインターネットの遅れは、地域通信市場における通信事業の事実上の独占による通信料金と利用規制によるところが大きく、さらにインターネットが低速で非効率な電話網の上につくられ、従量制になっています。

一九八五年の通信事業の民営化以降、様々な規制緩和が行われてきましたが、いまだに数多くの規制により、通信事業者間の公正かつ活発な競争が阻害されています。

これに加え、書面主義、対面主義による旧来の法律などもインターネット

[図2] 各国のインターネット人口普及率



（3）e-Japan戦略では、「我が国がこれまでの遅れを取り戻すためには、必要とされる制度改革や施策を当面の五年間に緊急かつ集中的に実行していくことが求められる」と。そのためには、社会経済の構造改革の方向性と改革の道筋を具体的に描いた国家戦略を構築し、その構想を国民全体で共有することが重要である」と指摘しています。

この国家戦略を通じて、すべての国民が情報リテラシーを備え、地理的・身体的・経済的制約などにとらわれず、自由かつ安全に豊富な知識と情報を交流できるようになり、「教育」「芸術・文化」「医療・介護」「産業」「環境」「生活」

一ネット利用の妨げとなってきた。すなわち、インターネット普及の遅れの主要因は、制度的な問題にあったと考えられます。

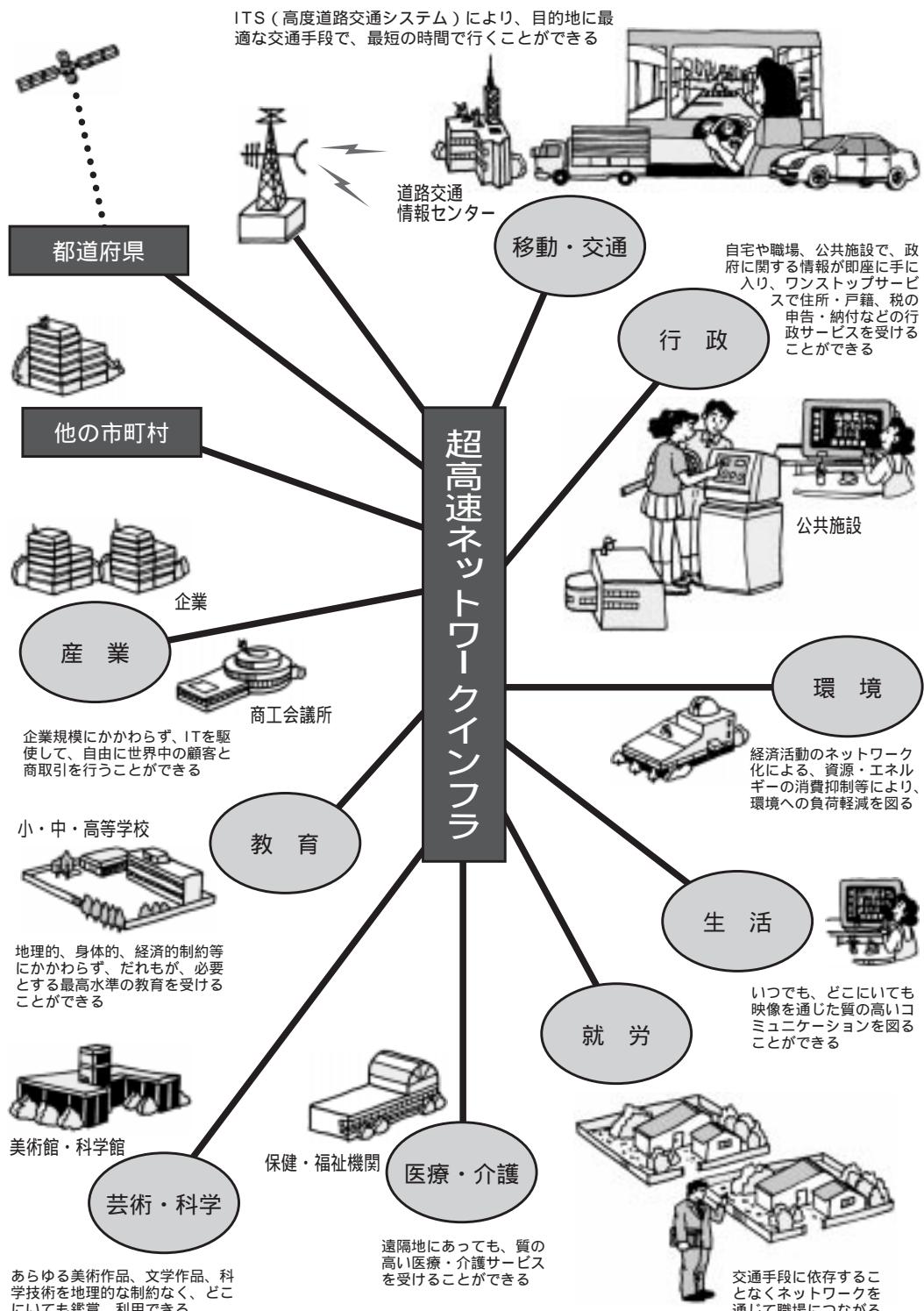
【図3】に描いたようなIT社会を実現するために、我が国は新しいIT国家基盤として、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、電子商取引と新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化の四つの重点政策分野に集中的に取り組む必要があります。

我が国がIT革命を推進するには、ハード、ソフト、コンテンツを同時並行的に、かつ飛躍的に発展させることが重要です。

e-Japan戦略では、市場競争原理に基づく超高速ネットワークインフラ整備と情報リテラシーの普及を含む人材育成は、IT革命の推進に不可欠な基盤となること、こうした基盤の上におけるI

IT社会像 [図3]

備考：IT基本戦略をもとにイメージ化したもの



ITを活用した取引や活動を活性化するためには、電子政府の実現と、政府規制の緩和や新しいルールづくりを通じた電子商取引の促進を図ることが必要になると指摘しています。

四つの重点政策分野の選定は、このような理由に基づくものです。

4 重点政策分野

- e Japan戦略では、四つの重点政策分野それぞれに「基本的考え方」「目標」「推進すべき方策」を具体的に示しています。
- (1)超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策
- ア 基本的考え方
- いつでもどこでも誰でも多種多様な選択肢やサービス安心、容易、安全確実安心、効率的国内外無差別、グローバルな整合性
- イ 目標
- 五年以内に超高速アクセス(田安として三〇～一〇〇Mbps)が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進し、必要とするすべての国民が低廉な料金で利用できるようになります。(少なくとも三千万世帯が高速インターネット網に、また一千万世帯が超高速インターネット網に、常に接続可能な環境の整備を目指す)。
- (2)電子商取引ルールと新たな環境整備
- ア 基本的考え方
- アクセス網により、すべての国民が極めて安価にインターネットに常時接続することを可能とします。
- IP v6を備えたインターネット網への移行を推進する。
- ウ 推進すべき方策
- 二〇〇一年までに、電子商取引を阻害する規制の改革、既存ルールの解釈の明確化、電子契約ルールや消費者保護等に関する法制整備等、誰もが安心して電子商取引に参加できる制度基盤と市場ルールを整備し、電子商取引の大幅な普及を促進する。
- (3)電子政府の実現
- ア 基本的考え方
- 誰もが、国、地方公共団体が提
- を基本要件とし、自由かつ公正な競争の促進等の環境を政府が整備する。世界と比較して常に最高水準にあるように努める必要がある。
- ・光ファイバ等の公正・公平な利用促進のための明確なルール等の設定
- ・無線周波数資源について、公正・透明な割り当ての検討・実施
- ・情報格差の是正、研究開発の支援・促進、国際インターネット網の整備
- ・各種規制の大幅な見直し、事前規制の事後チェック型行政への転換

整備する必要がある。

整備及び競争の促進

・各種規制の大幅な見直し、事前規制の事後チェック型行政への転換

事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模は、二〇〇三年に一九九八年の約十倍(事業者間取引の市場規模が一九九八年の約十倍の七十兆円程度に、また事業者・消費者間の取引が一九九八年の約五十倍の三兆円程度)になると予測があるが、これを大幅に上回ることを目指す。

・光ファイバ等の公正・公平な利用促進のための明確なルール等の設定

事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模は、二〇〇三年に一九九八年の約十倍(事業者間取引の市場規模が一九九八年の約十倍の七十兆円程度に、また事業者・消費者間の取引が一九九八年の約五十倍の三兆円程度)になると予測があるが、これを大幅に上回ることを目指す。

・光ファイバ等の公正・公平な利用促進のための明確なルール等の設定

事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模は、二〇〇三年に一九九八年の約十倍(事業者間取引の市場規模が一九九八年の約十倍の七十兆円程度に、また事業者・消費者間の取引が一九九八年の約五十倍の三兆円程度)になると予測があるが、これを大幅に上回ることを目指す。

・光ファイバ等の公正・公平な利用促進のための明確なルール等の設定

事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模は、二〇〇三年に一九九八年の約十倍(事業者間取引の市場規模が一九九八年の約十倍の七十兆円程度に、また事業者・消費者間の取引が一九九八年の約五十倍の三兆円程度)になると予測があるが、これを大幅に上回ることを目指す。

・各種規制の大幅な見直し、事前規制の事後チェック型行政への転換

事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模は、二〇〇三年に一九九八年の約十倍(事業者間取引の市場規模が一九九八年の約十倍の七十兆円程度に、また事業者・消費者間の取引が一九九八年の約五十倍の三兆円程度)になると予測があるが、これを大幅に上回ることを目指す。

供するすべてのサービスを時間的・地理的な制約なく活用することができると、快適・便利な国民生活や産業活動の活性化を実現するためには、

業務改革

省庁横断的な類似業務・事業の整理及び制度・法令の見直しの実施

行政の簡素化・効率化

国民・事業者の負担の軽減を実現する必要がある。

イ 目標

文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進することにより、二〇〇三年度には、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、ひいては幅広い国民・事業者のIT化を促す。

ウ 推進すべき方策

政府は、明確な目標設定と進捗状況に対する評価・公表、柔軟な改定

供するすべてのサービスを時間的・地理的な制約なく活用するこ

とを可能とし、快適・便利な国民生活や産業活動の活性化を実現するためには、

生活や産業活動の活性化を実現するためには、

業務改革

省庁横断的な類似業務・事業の整理及び制度・法令の見直しの実施

行政の簡素化・効率化

国民・事業者の負担の軽減を実現する必要がある。

イ 目標

文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進することにより、二〇〇三年度には、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、ひいては幅広い国民・事業者のIT化を促す。

ウ 推進すべき方策

政府は、明確な目標設定と進捗状況に対する評価・公表、柔軟な改定

業務・制度の改革

民間へのアウトソーシングの推進

を三原則として、以下を盛り込んだ実現計画を定める。

（1）**ITのフロンティアを開発する**
技術者・研究者及びコンテンツ・クリエイターを育成することが必要である。

イ 目標

二〇〇五年のインターネット個人普及率予測（六〇%）を大幅に上回る。高齢者、障害者等に配慮しつつ、すべての国民の情報リテラシーの向上を図る。

小中高等学校及び大学のIT教育体制を強化するとともに、社会全般に対する情報生涯教育の充実を図る。

会員が、産業競争力の強化と国民生活の利便性の向上を実現し、

国・大学・民間における高度なIT技術者・研究者を確保することを定めています。

ウ 推進すべき方策

（4）**人材育成の強化**
ア 基本的考え方
我が国が産業競争力の強化と国民生活の利便性の向上を実現し、国際社会において確固たる地位を確立するには、

イ テクノロジイ

思考力を高める
国民の情報リテラシーの向上に
向けた指導を行える人材を確保

5 今後の取組

する

（1）**e-Japan戦略とIT基本法との関係**

e-Japan戦略に掲げた目標の達成と戦略の実行については、政府自らが実施体制を組織し、その組織において重点的に取り組み、利用促進

地方公共団体の取組支援規制・制度の改革調達方式の見直し

（2）**推進体制（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）**

社会推進戦略本部（第二十五条）の設置を定め、その本部が重点的に取り組むべき施策を掲げる「重

点計画（第三十五条）」を作成することを定めています。

ウ 推進すべき方策

（2）**推進体制（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）**

イ テクノロジイ

思考力を高める
国民の情報リテラシーの向上に
向けた指導を行える人材を確保

[表2] 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の有識者本部員

<p>本部長は専門調査会に属する 本部員を指名</p> <p>調査終了時に廃止</p>	<p>重点計画は、IT基本法に掲げ る「すべての国民が情報通信技術 の恵沢を享受できる社会の実現」 「経済構造改革の推進及び産業国 際競争力の強化」「ゆとりと豊か さを実感できる国民生活の実現」 「活力ある地域社会の実現及び住 民福祉の向上」「国及び地方公共 団体と民間との役割分担」「利用 の機会等の格差の是正」の基本理 念にのっとり、e-Japan戦 略に掲げる四つの重点政策を踏 まえ、高度情報通信ネットワー ク社会推進戦略本部が策定しま す。</p> <p>重点計画に定める施策（政府が 迅速かつ重点的に講るべき施策）の 内容は、次の事項について、原則</p>	<p>（3） 重点計画</p> <p>重点計画は、IT基本法に掲げ る「すべての国民が情報通信技術 の恵沢を享受できる社会の実現」 「経済構造改革の推進及び産業国 際競争力の強化」「ゆとりと豊か さを実感できる国民生活の実現」 「活力ある地域社会の実現及び住 民福祉の向上」「国及び地方公共 団体と民間との役割分担」「利用 の機会等の格差の是正」の基本理 念にのっとり、e-Japan戦 略に掲げる四つの重点政策を踏 まえ、高度情報通信ネットワー ク社会推進戦略本部が策定しま す。</p> <p>重点計画に定める施策（政府が 迅速かつ重点的に講るべき施策）の 内容は、次の事項について、原則</p>	<p>・ 施策に関する基本的な方針（総 論）</p> <p>・ 世界最高水準の高度情報通信ネ ットワークの形成の促進</p> <p>・ 教育及び学習の振興並びに人材 の育成</p> <p>・ 電子商取引等の促進</p> <p>・ 行政の情報化及び公共分野にお ける情報通信技術の活用の推進</p> <p>・ 高度情報通信ネットワークの安 全性及び信頼性の確保</p> <p>・ その他の事項</p>	<p>また、重点計画は、作成した時 点の内容及び目標の達成状況を適 時にインターネットなどの適切な 方法により公表することとしてい ます。</p> <p>重点計画に掲げる施策を実施す ることにより、市場原理に基づき 民間が最大限に活力を發揮できる 環境を整備し、五年以内に我が国 が世界最先端のIT国家となるこ とを目指します。</p>
---	--	---	---	--

する基本的な方針（総水準の高度情報通信ネットの形成の促進、学習の振興並びに人材引等の促進、報化及び公共分野における通信技術の活用の推進、通信ネットワークの安信頼性の確保）